労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で契約変更する試行工事である。

営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事・通勤に要する費用

⑳　共同企業体（経常建設共同企業体を含む。）を構成する場合は、構成員毎に主任技術者又は監理技術者を必ず１名以上選定しなければならない。なお、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の総額とする。）が4,000万円以上になるときは、構成員のうち１者は監理技術者を設置しなければならない。

㉑　本工事は、競争参加資格として「配置予定の技術者等」の配置要件を設けず、契約締結後の配置要件とする工事である。

㉒　契約締結後に配置する技術者の要件　本工事に設置される主任（監理）技術者は専任で配置しなければならない。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働している期間（準備工の期間を含む。）とする。

現場代理人又は主任（監理）技術者のうち、いずれかの者が従事役職にかかわらず元請としてしゅん功した次に掲げる工事経験を有すること。途中交代する場合も、同等以上の工事経験を有すること。

求める経験

鋼橋又は鋼製橋脚の新設又は補強を行った工事

・工事経験について、工事のしゅん功した年度については問わない。

・特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ実績として認める。ただし、現場代理人としての経験においては、共同企業体の形態及び出資比率にかかわらず経験として認める。

㉓　詳細は入札説明書による。

6　Summary

(1)　Official in charge of the contract of the procuring entity: NOGUCHI Hidemasa, Director General of Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited.

(2)　Classification of the services to be procured: 41

(3)　Subject matter of the contract: Seismic Retrofit of the Meiko-higashi Bridge on Isewangan Expressway.

(4)　Due date for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 4:00 P.M. 17 February 2020

(5)　Due date for the submission of tenders by electronic bidding system: 4:00 P.M. 22 April 2020 (Tenders submitted by registered mail, 4:00 P.M. 22 April 2020)

(6)　The language used for application and inquiry shall be Japanese.

(7)　Contact point for tender documentation: Contract Division, General Affairs and Corporate Strategy Department, Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited. 2―18―19, Nishiki, Naka-ku, Nagoya, 460―0003 Tel. 052―222―1447

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

令和１・２年度における農林水産省地方農政局の競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

なお、平成31・32年度又は令和１・２年度の資格を既に付与された者については、本公示に基づく資格審査を改めて受ける必要はない。

令和２年１月17日

東北農政局長　川合　靖洋
関東農政局長　幸田　　淳
北陸農政局長　森澤　敏哉
東海農政局長　富田　育稔
近畿農政局長　大坪　正人
中国四国農政局長　塩屋　俊一
九州農政局長　横井　　績

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　04、11、17、23、26、33、43

1　契約の種類及び業種の区分

［掲載順序　契約の種類：業種の区分］

(1)　建設工事契約：土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、鋼構造物工事、舗装工事、塗装工事、機械器具設置工事、電気通信工事、さく井工事、その他工事。

(2)　測量・建設コンサルタント等契約：測量、土地家屋調査、建設コンサルタント、建築士事務所、計量証明、地質調査、補償コンサルタント、その他。

2　申請の時期

申請時期は、定期受付期間終了（平成31年１月31日）後、随時で受け付けを行っている。

なお、令和２年度当初からの資格付与を希望する者は、別記に掲げる申請者の本社（店）所在地の区分に応じ、令和２年２月１日から令和２年２月29日（当日消印有効）までの間に、それぞれ別記に掲げる「本社（店）所在地及び申請書の提出場所」に郵送すること（書留又は簡易書留に限る。以下同じ）。

3　申請の方法

(1)　申請書の入手方法　地方農政局所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」又は「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」（以下「申請書」という。）は、次のホームページアドレスから入手することができる。http://nnppi.nn-net.go.jp/guide.html

(2)　申請書の提出方法　申請書を提出する場合は、申請書に次に掲げる書類を添付すること。ただし、記載内容に訂正又は疑義が生じた場合は、再提出や説明を求めることがある。

①　建設工事契約

ア　営業所一覧表

イ　建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し（平成20年１月31日付け国土交通省告示第85号）第一の四の１㈠に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、㈡に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び㈢に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証する書類）

ウ　業態調書

エ　納税証明書の写し（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第９号書式その３又はその３の２若しくはその３の３）

オ　共同企業体等調書（経常共同企業体）

カ　共同企業体協定書の写し（経常共同企業体）（任意様式）

キ　申請者が合併新設会社又は合併存続会社等で合併後５年未満の場合には当該事実を証明する書類

ク　グループ経営事項審査及び持株会社化経営事項審査の結果に基づく申請の場合には企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書

ケ　行政書士等による代理申請による場合には委任状

②　測量・建設コンサルタント等契約

ア　測量等実績調書

イ　技術者経歴書

ウ　営業所一覧表

エ　財務諸表類

オ　登記事項証明書（法人の場合）又はその写し

カ　登録証明書等（営業に関し、法律上必要とする登録の証明書又はこれの写し）

キ　納税証明書の写し（国税通則法施行規則別紙第９号書式その３又はその３の２若しくはその３の３）

ク　行政書士等による代理申請による場合には委任状

(3)　申請書等の作成に用いる言語等

①　申請書等は、日本語で作成すること。なお、外国語で記載のその他の書類は、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

②　申請書等中の金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

4　競争に参加することができない者

(1)　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条に該当する者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。